

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 1 月 29 日（火）第2876号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共 1 箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 救急病院等の認定 (地域医療整備課取扱い) 1
 ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 1
 ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 1
 ○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（5件） (水産振興課取扱い) 2
 ○県営土地改良事業の換地計画の決定（2件） (農地整備課取扱い) 3
 ○県営土地改良事業の工事の完了 (農地整備課取扱い) 4
 ○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (熊毛支庁取扱い) 4
- 公 告
- 平成24年度行政書士試験合格者公告 (市町村課取扱い) 4
 ○大規模小売店舗の新設に関する公告 (商工政策課取扱い) 5
- 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活環境課取扱い) 6

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 66 号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成25年 1 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
薩摩郡医師会病院	薩摩郡さつま町轟町510番地

2 認定の有効期限

平成28年 1 月 15 日

鹿 児 島 県 告 示 第 67 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成25年 1 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
菱刈中央医院	伊佐市菱刈前目 790番地1	医療法人心晴	伊佐市菱刈前目 790番地1	中村 匡彦	平成25年 1月20日	短期入所 療養介護

鹿 児 島 県 告 示 第 68 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成25年 1 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
菱刈中央医院	伊佐市菱刈前目 790番地 1	医療法人心晴	伊佐市菱刈前目 790番地 1	中村 匡彦	平成25年 1 月 20 日	介護予防 短期入所 療養介護

鹿児島県告示第69号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成25年 1 月 29 日から同年 2 月 12 日まで枕崎市漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成25年 1 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
枕崎市汐見町160番地 松永真二
枕崎市白沢東町392番地 藤田猛
枕崎市塩屋北町344番地 田畑明寿
- 2 加入区
枕崎加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
枕崎市漁業協同組合

鹿児島県告示第70号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成25年 1 月 29 日から同年 2 月 12 日まで北さつま漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成25年 1 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
阿久根市大丸町117番地 佐泻芳蔵
阿久根市本町198番地 木山壽志
阿久根市赤瀬川1205番地 8 新町利昭
- 2 加入区
阿久根加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
北さつま漁業協同組合

鹿児島県告示第71号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成25年 1 月 29 日から同年 2 月 12 日まで串木野市漁業

協同組合事務所において縦覧に供する。

平成25年 1 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
いちき串木野市大里4991番地 1 寺田英俊
いちき串木野市栄町128番地 濱田昭男
いちき串木野市汐見町15番地 野元繁
- 2 加入区
串木野加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
串木野市漁業協同組合

鹿児島県告示第72号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成25年 1 月 29 日から同年 2 月 12 日まで市来町漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成25年 1 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
いちき串木野市大里3016番地 濱田善昭
いちき串木野市大里3026番地 濱田八一郎
いちき串木野市大里3048番地 4 古川秀夫
- 2 加入区
市来加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
市来町漁業協同組合

鹿児島県告示第73号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成25年 1 月 29 日から同年 2 月 12 日まで坊泊漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成25年 1 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
南さつま市坊津町坊6269番地 上村秀人
南さつま市坊津町坊6743番地 竹内太一
南さつま市坊津町坊6752番地 竹内通洋
- 2 加入区
坊泊加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
坊泊漁業協同組合

鹿児島県告示第74号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備松元地区新村換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年 1 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年 1 月 30 日から同年 2 月 27 日まで
- 3 縦覧場所
鹿児島市役所農地整備課

鹿児島県告示第75号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備松元地区中尾迫換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年 1 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年 1 月 30 日から同年 2 月 27 日まで
- 3 縦覧場所
鹿児島市役所農地整備課

鹿児島県告示第76号

土地改良事業県営シラス対策（農業用排水施設整備）崎園地区の工事は、平成24年 5 月 25 日に完了した。

平成25年 1 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

熊毛支庁告示第2号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成25年 1 月 29 日

熊毛支庁長 宮野豊稔

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
風の街	西之表市住吉 2601番地8	特定非営利活動 法人こすも	熊毛郡中種子町 納官6079番地	松岡 勝廣	平成25年 1月1日	就労継続 支援A型

公 告

平成24年度行政書士試験合格者公告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第3条の規定により実施した平成24年度行政書士試験の合格者は、次のとおりである。

平成25年 1 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

受験番号	受験番号	受験番号
9110005	9110034	9110064
9110075	9110080	9110092
9110113	9110115	9110126
9120011	9120015	9120021
9120024	9120026	9120027
9120031	9120035	9120038
9120041	9120047	9120090
9120100	9120151	9120198
9120259	9130016	9130028
9130032	9130042	9130056
9130059	9130084	9130124
9130133	9130141	9130197
9130211	9130277	9130283
9130298		

.....

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成25年1月29日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年1月29日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年1月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニトリ鹿児島与次郎店
鹿児島市与次郎一丁目2295番地103 外1筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄
北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄
北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年9月10日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
5,217平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物1階 103台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
第1駐輪場 建物南側 13台
第2駐輪場 建物中央 45台
第3駐輪場 建物西側 102台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物北側 105平方メートル

- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内北側 41立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- ア 開店時刻 午前9時
- イ 閉店時刻 午後9時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後9時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- 入口1箇所 店舗敷地南西側
- 出口1箇所 店舗敷地南東側
- 出入口1箇所 店舗敷地北東側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
平成25年1月9日

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第8号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成25年1月29日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	C R 綱取物語M9 A Y	株式会社平和	2P1316
ぱちんこ遊技機	C R A 猪木49 A Z	株式会社平和	2P1336
ぱちんこ遊技機	C R ぱちんこウルトラマンタロウ 暗黒の逆襲M3	京楽産業. 株式会社	2P1332
ぱちんこ遊技機	C R 真・三國無双Y L A	株式会社サンスリー	2P1346
ぱちんこ遊技機	C R 不思議のダンジョン 風来の シレンF P T	株式会社藤商事	2P1382
回胴式遊技機	パチスロ 創聖のアクエリオンII G	株式会社三共	2S1348